

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 1 1 0 号)

令和8年7月7日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第 1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報利用不停止決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和 7 年 3 月 26 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「令和 7 年 2 月 25 日付け保有個人情報開示決定通知書（大津市指令健保第 3 号）」（以下「本件文書」という。）

2 本件開示請求に対する実施機関の決定

令和 7 年 4 月 8 日、実施機関は、本件開示請求に対して保有個人情報開示決定を行い、本件文書の開示を実施した。

3 保有個人情報利用停止請求

令和 7 年 4 月 14 日、審査請求人は、保有個人情報利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）を行った。

4 本件利用停止請求に対する実施機関の決定

令和 7 年 4 月 30 日、実施機関は、本件利用停止請求に対して、本件処分を行った。

5 審査請求

令和 7 年 5 月 27 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の消去を求めるものである。

第 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書の内容

- (1) 実施機関の職員は、本件文書「2」の開示する保有個人情報の利用目的の偽りを修正しなかった。
- (2) 滋賀県市町振興課から取得（住民基本台帳法 30 条の 32）の審査請求人の附票（世帯主履歴）により世帯分離届（世帯員から世帯主）で住民票の記載が無いから国民健康保険法 9 条 6 項の住民基本台帳法 28 条の付記がされた（有り）のときに限りみなすとならない。

- (3) 付記ありでみなす（取得・喪失届出なし）を除く住民基本台帳法施行令 12 条 2 項 3 号となり個人情報保護法 64 条の偽りから消去できる。
- (4) 取得・喪失届出なし（住所変更で）住民異動届付記あり、取得・喪失届出あり（世帯変更で）住民異動届付記なし、であるから、令和 2 年 2 月 17 日付け住民異動届（世帯分離届）（以下「本件外文書」という。）は付記なしで取得・喪失届出ありの住民基本台帳法施行令 12 条 2 項 3 号となる。

2 反論書の内容

- (1) 世帯主前（世帯員）の令和 2 年 2 月 17 日付け世帯分離届が編入なしの世帯変更届。
- (2) 国民健康保険異動届及び国民健康保険資格喪失届の届出なしと保険年金課が回答（保険年金課が世帯員に被保険者証を交付した違法、戸籍住民課が世帯員の世帯分離届（法令で付記なし）にその被保険者証で付記をした付記の違法又被保険者証の違法利用が令和 2 年 2 月 17 日にあった）（本人確認情報確認書が 150 年間保存の本人確認情報で、住民票の数を増減、異動すると市町村が都道府県に通知をする住民票の届出の複写だから、住民票を 1 つから 2 つの令和 2 年 2 月 17 日付け世帯分離届の情報が無い）。
- (3) 令和 2 年 2 月 17 日付け世帯分離届の保険証の作成に「○」をしたことが世帯員に被保険者証をした。
- (4) その他の主張も存する。

第 5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書における審査請求人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）は、審査請求人の氏名である。
- 2 審査請求人が求める保有個人情報利用停止（消去）については、法第 98 条第 1 項第 1 号に係るものであると解されることから、同号に係る要件について検討したところ、本件消去対象保有個人情報について、実施機関において適切に取扱いがなされているため、同条同項第 1 号要件（以下「法第 1 号要件」という。）のいずれにも該当しないと判断したため、保有個人情報の利用停止（消去）をしないこととする本件処分を行ったものである。
- 3 審査請求人が、本件利用停止請求書及び審査請求書に記載したところによると、本件外文書について、利用停止（消去）を求めている事情が伺われることから、この点について検討した。その結果、同様に、本件外文書保有個人情報に上記法第 1 号要件のいずれにも該当しないと判断した。

第 6 当審査会の判断理由

- 1 本件利用停止請求について
本件利用停止請求は、審査請求人が、実施機関に対して、法第 98 条第 1 項第 1 号を理由に本件文書の利用停止（消去）を求めるものである。
- 2 本件審査請求に係る争点について
実施機関は、本件文書の利用停止について、法第 98 条第 1 項第 1 号の要件のいずれにも該

当しないことから本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分を取り消して本件文書を利用停止（消去）すべき旨を主張している。

したがって、本件の争点については、本件文書に記載された本件対象保有個人情報について法第98条第1項第1号の要件のいずれにも該当しないと判断し利用不停止とした実施機関の判断は妥当かについてであり、以下この点を検討する。

なお、本件利用停止請求書を見ると、審査請求人は、本件外文書についての不服があるように見受けられるが、本件審査請求で検討すべき点は、上記の争点に限られる。

3 本件審査請求の検討

(1) 利用停止請求について

法第98条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（中略）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。」と利用停止請求権を規定する。

また同条同項第1号では、法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、法第63条の規定に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去（以下「利用停止」という。）を請求することができる旨を規定している。

そして、法第100条は、「行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と保有個人情報の利用停止義務を定めている。そして、この「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、法第98条第1項に規定されている違反が認められるときをいう。

(2) 利用停止の要否について

本件利用停止請求について、法第98条第1項第1号に定める利用停止を請求することができる場合に該当するか否かについて、次のとおり判断した。

ア 法第61条第2項の違反

法第61条第2項では、「行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定しており、「前項の規定により特定された利用目的」とは、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合をいう（同条1項）。

本件文書は、実施機関が、法に基づく事務処理を行うために作成し、審査請求人に対して送付したものであり、本件文書に記載された本件対象保有個人情報は、当該事務処理以外の目的を越えて保有しているものと認められない。したがって、法第61条第2項の規定に違反するものではない。

イ 法第63条の違反

法第63条は、「行政機関の長（中略）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（中略）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。」と定められている。

実施機関は本件文書の利用目的である開示請求者に対する開示請求に係る処分を通知するために本件消去対象保有個人情報を利用したに過ぎないのであるから、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用したとは言えない。したがって、法第63条の違反はないと認められる。

ウ 法第64条の違反

法第64条では、「行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。」と規定されている。

本件対象保有個人情報は、審査請求人が令和7年2月14日付けで実施機関に対して行った保有個人情報開示請求の際に審査請求人が記載した保有個人情報開示請求書により取得したものであって、不正の手段により取得したものではないとの説明に不合理な点はない。したがって、法第64条の違反もないと認められる。

エ 法第69条第1項及び第2項の違反

法第69条第1項及び第2項は、保有個人情報について利用目的以外の目的のための利用又は提供を原則禁止する。

実施機関は本件文書の利用目的である開示請求者に対する開示請求に係る処分を通知するために本件消去対象保有個人情報を利用したのであるから目的外利用等ではない。したがって、法第69条第1項及び第2項に違反しない。

以上から、本件対象保有個人情報については、法第98条第1項第1号に規定されている違反は認められないから、法第100条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、実施機関の判断に不合理な点はないと認められる。

4 結論

以上のとおりであるから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年 6月27日	諮問書の受理
令和8年 2月12日	大津市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定に基づく委員による調査手続
令和8年 5月26日	審議
令和8年 7月 7日	答申